

竹富町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年9月20日条例第15号）

最終改正:令和6年3月15日条例第6号

改正内容:令和6年3月15日条例第6号 [令和6年4月1日]

○竹富町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

令和元年9月20日条例第15号

改正

令和2年3月19日条例第4号
令和3年3月18日条例第2号
令和4年12月16日条例第23号
令和6年3月15日条例第6号

竹富町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の支払）

第2条 この条例に基づく給与は、他の法令及び第3条第2項に規定する場合を除くほか、現金で直接フルタイム会計年度任用職員に支払わなければならない。

2 給与はフルタイム会計年度任用職員の申出があった場合には、前項の規定にかかわらず、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

（給料）

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例に定める通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当を含まないものとする。

2 宿舍、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部がフルタイム会計年度任用職員に支給される場合については、竹富町職員の給与に関する条例（昭和58年竹富町条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条第2項の規定の例による。

（給料表）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、規則に定める職種の区分に応じ、給与条例第5条に定める給料表を準用し、その職務の内容、複雑、困難及び責任の度に基づき次項に定める職務の級に分類するものとする。

（1）及び（2） 削除

（等級別基準職務表）

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表（別表第1）に定める。

（職務の級及び号給の基準）

第6条 フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給は、別に定める基準に従い任命権者が決定する。

（給料の支給）

第7条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法については、給与条例第7条及び第8条の規定の例による。

2 前項の場合において、給与条例第8条第4項中「勤務時間条例第2条第5項、第3条第1項及び第3項の規定に基づく勤務を要しない日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」とする。

（通勤手当）

第8条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当については、給与条例第12条の3の規定の例による。

（特殊勤務手当）

第9条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当については、給与条例第12条の4の規定の例による。

（給与の減額）

第10条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、フルタイム会計年度任用職員について定められた休日（以下「休日」という。）及び有給休暇並びに竹富町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和47年竹富町条例第11号）の規定に基づき、職務専念義務を免除された場合（給与を減額する旨定められている場合を除く。）を除き、その勤務しない1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第11条 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したフルタイム会計年度任用職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務

（休日勤務手当）

第12条 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(毎日曜日を週休日と定められているフルタイム会計年度任用職員以外の職員にあっては、当該休日が当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日に当たるときは、規則で定める日)並びにフルタイム会計年度任用職員について定められた年末年始の休日及び慰霊の日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務をしても、休日勤務手当は、支給されない。

(夜間勤務手当)

第13条 フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当は、給与条例第16条の規定の例による。この場合において、同条中「第17条」とあるのは「第15条」とする。

(端数計算)

第14条 第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第11条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額の算定については、給与条例第16条の2の規定の例による。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第15条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出は、給与条例第17条の規定の例による。

(宿日直手当)

第16条 フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当については、給与条例第18条の規定の例による。この場合において、同条第3項中「第14条、第15条及び第16条」とあるのは、「第11条から第13条まで」とする。

(期末手当及び勤勉手当)

第17条 フルタイム会計年度任用職員(任期の定めが6月以上の者に限る。)の期末手当については、給与条例第20条及び第20条の2の規定の例による。

2 前項の場合において、任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第18条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の不支給については、給与条例第20条の3の規定の例による。

第19条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の一時差止めについては、給与条例第20条の4の規定の例による。

(時間外勤務手当等の支払方法)

第20条 この条例に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当の支給方法に関して必要な事項は、給与条例第21条の規定の例による。

(この条例の施行に関し必要な事項)

第21条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月19日条例第4号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月18日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の竹富町職員の給与に関する条例第8条第4項、第15条及び第18条の2第1項並びに第26条を第27条とし、第22条から第25条までの繰下げ規定及び第2条の規定による改正後の竹富町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例第7条第2項の規定は、令和2年9月25日から適用する。

附 則(令和4年12月16日条例第23号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日(以下「施行日という。」)から施行する。

附 則(令和6年3月15日条例第6号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

ア 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 定型的又は補助的な業務を行う職務 2 その他これに準ずる業務を行う職務（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。）
2級	1 主任の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする職務 3 その他これに準ずる職務

イ 医療職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 准看護師の職務 2 栄養士の職務 3 その他これに準ずる職務
2級	1 保健師の職務 2 看護師の職務 3 管理栄養士の職務 4 その他これに準ずる職務
